

感染症拡大以降のアメリカの財輸出及び半導体の輸出規制について

<ポイント>

1. アメリカの財輸出は、新型コロナ感染症拡大以降、消費財や工業原材料（原油、天然ガス等の鉱物性生産品を含む）がけん引して持ち直し、緩やかに増加してきた（図1）。本稿では、感染症拡大以降のアメリカ財輸出の動向の特徴及び、2022年10月に公表された対中国の半導体輸出規制の影響について分析する。
2. まず、アメリカの実質財輸出を品目別に確認する。財輸出全体は、感染症拡大により大きく落ち込んだ後、2021年は消費財が、2022年は消費財に加え工業原材料が大きくプラスに寄与し、緩やかに増加してきた（図2）¹。2021年に消費財の輸出が増加した主な要因は、アメリカの製薬会社が製造したワクチンの世界的な接種の広まりや、検査キット製造のための試薬の需要増である。また、2022年に工業原材料の輸出が増加した主な要因は、同年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けた、欧州を中心としたエネルギー需要増である。なお、この他の品目について確認すると、資本財は、特にテレワークの急速な普及等の影響を受け、2020年後半から2021年にかけて半導体・集積回路が持ち直しに寄与した。2020年に大きく落ち込んでいた民間航空機・同部品も、感染症拡大前の水準までは回復していないものの、経済活動の再開による出張や観光の回復等を受けて2021年と2022年ともに増加している。自動車・同部品については、世界的な半導体不足により回復が遅れていたが、2022年秋以降は半導体不足の緩和を受けて増加し、同年末には感染症拡大前の水準まで持ち直した。
3. 次に、これらの財輸出の動向を名目データで品目別・国別に確認する。まず消費財のうち医療用品については、カナダや中国をはじめ世界全体に対して大きく増加している（図3）²。各国の特徴を確認すると、EUやカナダでは2021年にワクチンの増加が顕著にみられたが、中国では検査キットに用いられる試薬の増加が著しかった（図4）。これは2021年に世界的にアメリカ産のワクチン接種が推進された一方で、中国では自国産のワクチン接種が推進されるもののゼロコロナ政策により大量の検査キットが必要であったことが原因である。続いて工業原材料について確認する。全品目のうち2022年の前年比寄与度が大きい品目をみると、1～3、7位が鉱物性生産品であり、ロシア産のエネルギー供給が制約された代替措置として、アメリカ産エネルギーへの需要の高まりが確認できる（表5）。また、6位の金も工業原材料に分類されるが、スイスへの輸出が大きく伸びており、金の一大精製拠点であるスイスがEUに追随した制裁措置により、ロシアからの金の輸入禁止等を行ったことが影響したと考えられる（図6）³。このように欧州向けの輸出が増加したことで、2021年と比較して2022年は輸出全体に占める欧州のシェアが拡大した（図7）。
4. 最後にアメリカの対中半導体輸出規制について分析する。アメリカ商務省産業安全保障局（BIS）は、2022年10月7日に中国への先端半導体、スーパーコンピューター、半導体製造装置及びその関連品目に対する新たな輸出規制の暫定最終規則（IFR）を発表した⁴。それまでは一部企業に限定していた輸出管理規則

¹ 2022年のウエイトは、工業原材料が38.5%、資本財が29.2%、消費財が13.5%、自動車・同部品が8.0%。

² 医療用品全体のウエイトは、2022年はEUが40.1%、中国が11.1%、カナダが8.2%、日本が7.9%。

³ 金のウエイトは、2022年はスイスが26.6%、EUが13.6%、英国が11.4%、カナダが10.3%。

⁴ BISは当該措置について、中国がスーパーコンピューターの開発に資源を注ぎ、軍事面での現代化を行っているとして、米国の国家安全保障と外交政策上の利益を守るためのものと説明している。

(EAR)⁵の範囲を拡大し、スーパーコンピューターに使用する先端半導体等を中国向けに輸出する場合には許可が必要となった。また、アメリカ人⁶が中国国内でこれらの分野における開発や生産を支援する場合にも許可が必要となった⁷。当該措置は2022年10月7日以降同月中に順次発効となったが、半導体関連品目の中国向け輸出を確認すると、2022年3月以降は緩やかな減少傾向であったものの、同年10月以降は、世界全体向けに比べても中国向けの落ち込みがより大きくなっていることがわかる(図8)⁸⁹。なお、中国は当該措置についてWTOに提訴しており、引き続き動向が注目される。

5. 上述のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大以降のアメリカの財輸出は、ワクチン等の医薬品や石油・天然ガス等の原燃料への強い需要により緩やかに増加する一方で、中国との貿易摩擦の影響もみられた。2022年後半以降は、ISM製造業景況感の輸出受注が景況感の分岐点である50を下回って推移していたが、2023年に入り、振れが大きいものの、持ち直しの動きがみられる(図9)。輸出受注は輸出に対して8か月程度先行することから、同指数の悪化は2023年初からの輸出の伸び悩みを示唆していたとも捉えられ、また足下の持ち直しは輸出の先行きの改善を示唆しているとも考えられる。何れにせよアメリカの輸出動向は、世界経済に大きな影響を与えることから、引き続き注視していく必要がある。

図1 実質財輸出品目別の推移

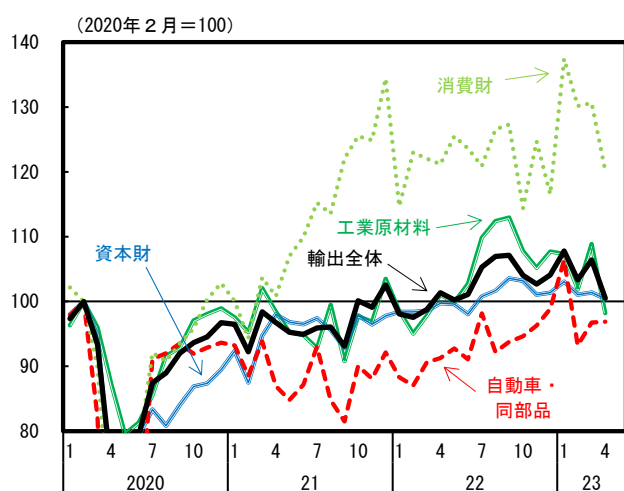
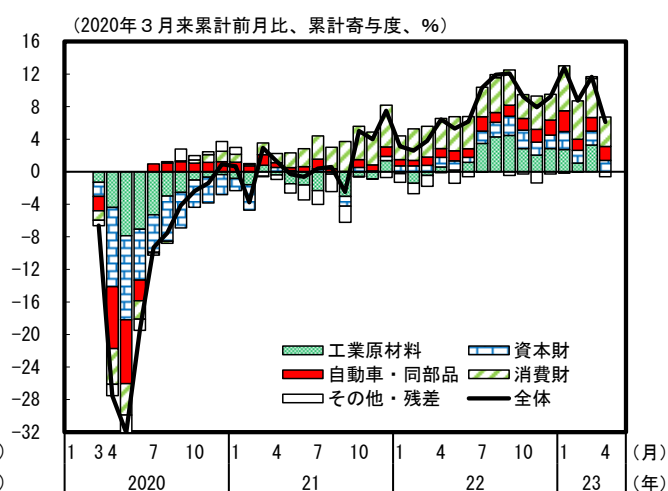


図2 実質財輸出品目別の累計前月比寄与度



⁵ BISの管轄で、特定品目の輸出、再輸出、および活動を管理している規則。EARでは「輸出」という用語に広い意味を持たせており、アメリカ国外での取引や輸出以外の行為に適用する規定もある(アメリカ国外で生産されたが、アメリカの技術やソフトウェアを用いている品目の取引や、アメリカ人による活動制限など)。主な対象品目は、「デュアルユース」と呼ばれる、軍事用としても非軍事用としても利用可能な品目だが、米国政府の他の機関に管理されていない品目も含まれる。

⁶ (1) アメリカ国民、アメリカ永住外国人、保護対象者(一時滞在を認められた外国人、難民として認められた者等)である個人、(2) アメリカまたはアメリカ国内の司法管轄区の法律に基づいて組織された法人、(3) アメリカ国内のあらゆる人。

⁷ 米半導体産業協会(SIA)は、半導体製造における拠点別生産能力の米国のシェアは1990年には37%だったが、2020年には12%まで減少し、対策を講じなければさらに2030年には10%まで減少すると試算している。これに対して中国のシェアは、政府の支援により、1990年には0%だったものの、2020年には15%、2030年には24%までシェアを拡大する可能性があるとする予想している。

⁸ 輸出規制対象の品目を統計区分から絞ることができないため、半導体関連製品全体を用いる。

⁹ なお、2022年末にかけては中国国内の感染再拡大による需要減少の影響が重なっているが、10月時点では感染者数の増加は限定的であり、11月にも全市レベルのロックダウンは実施しない方針が発表されたことで、11月まで鉱工業生産は前年同月比プラスで推移した。こうした中で、アメリカの中国向け輸出も同年11月まで大幅な減少はみられなかったが、半導体関連品目については10、11月に顕著に減少していた。中国の感染動向に関する詳細は内閣府(2023)「世界経済の潮流2022Ⅱ—インフレ克服に向かう世界経済—」を参照。

図3 医療用品の輸出推移

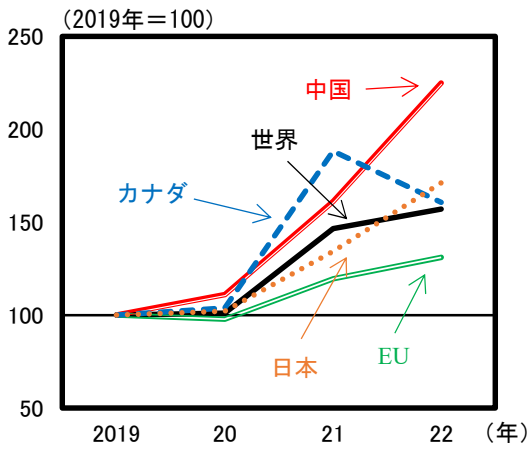


図4 医療用品の輸出品目別内訳

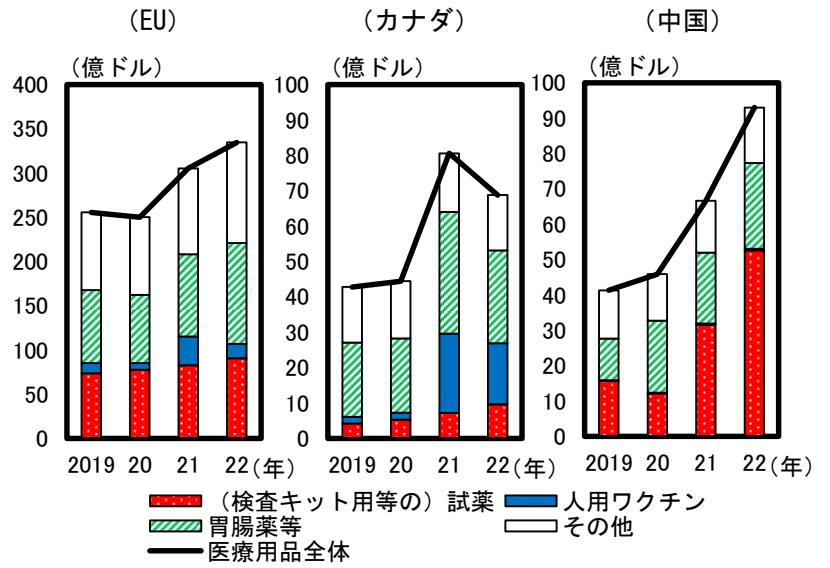


表5 2022年の財輸出の品目別前年比寄与度 (HSコード4桁)

順位	品名 (HSコード)	前年比 (%)	前年比寄与度 (%)
	全品目	17.6	
1	石油及び歴青油 (原油を除く) (2710)	59.0	2.9
2	石油及び歴青油 (原油に限る) (2709)	68.9	2.7
3	石油ガス (2711)	41.7	1.6
4	民間航空機・同部品 (8800)	17.4	0.8
5	低額輸出貨物 (9880)	32.2	0.8
6	金 (7108)	33.7	0.5
7	石炭及び練炭、豆炭 (2701)	77.0	0.4

図6 金の輸出推移

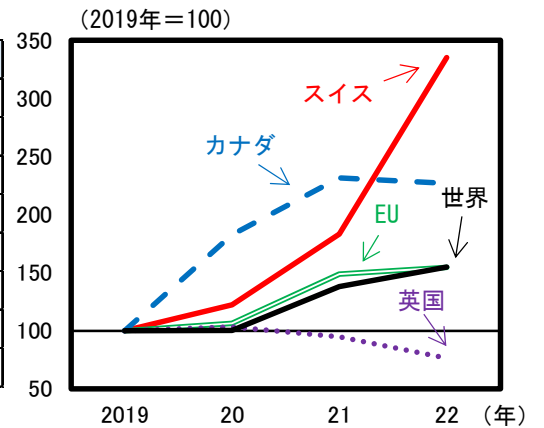


図7 財輸出先の国別シェア

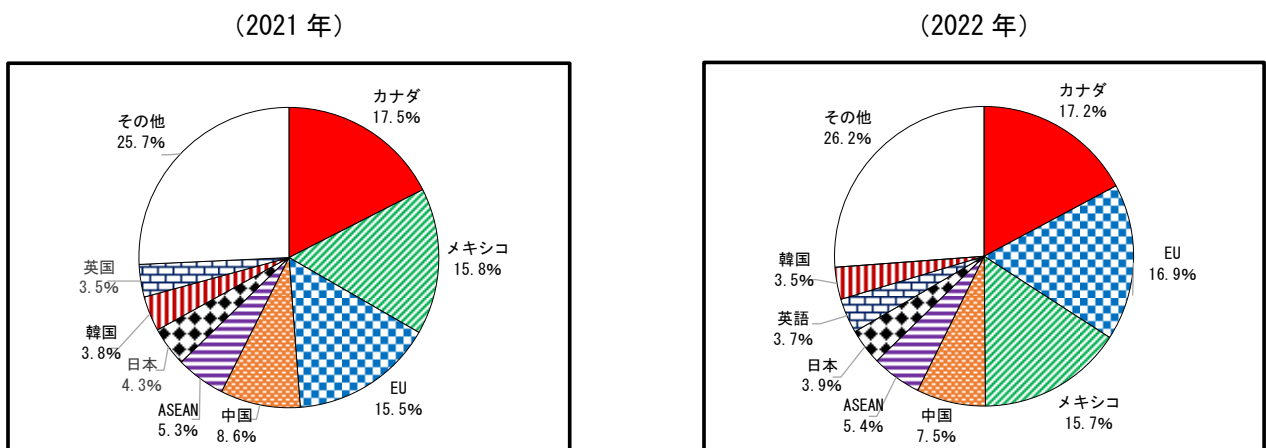


図8 半導体関連製品の輸出推移

(世界全体と中国)

(対中国輸出の全品目と半導体関連品目)

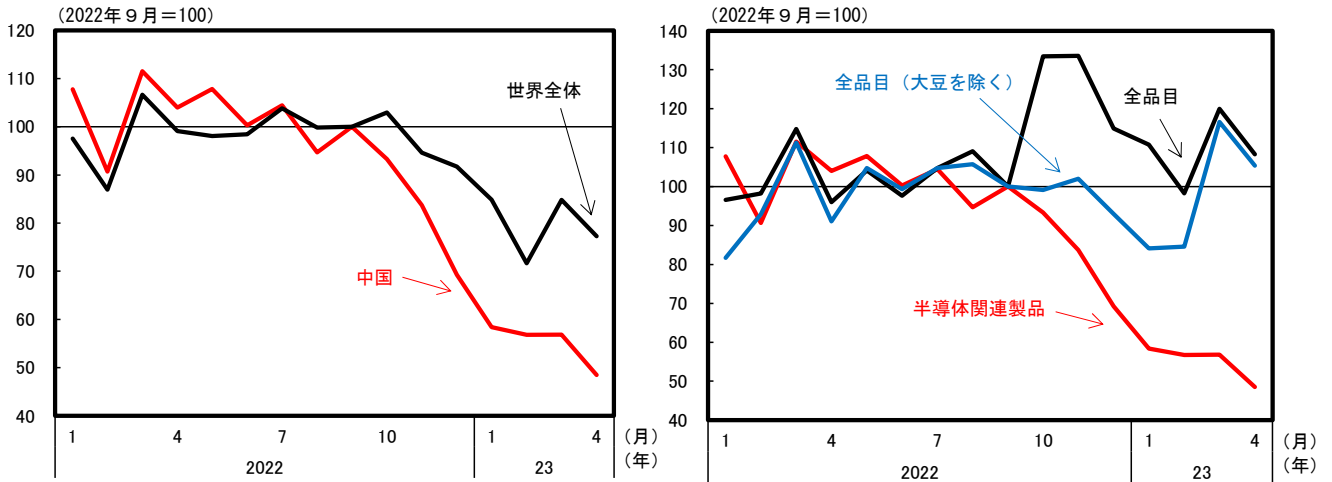
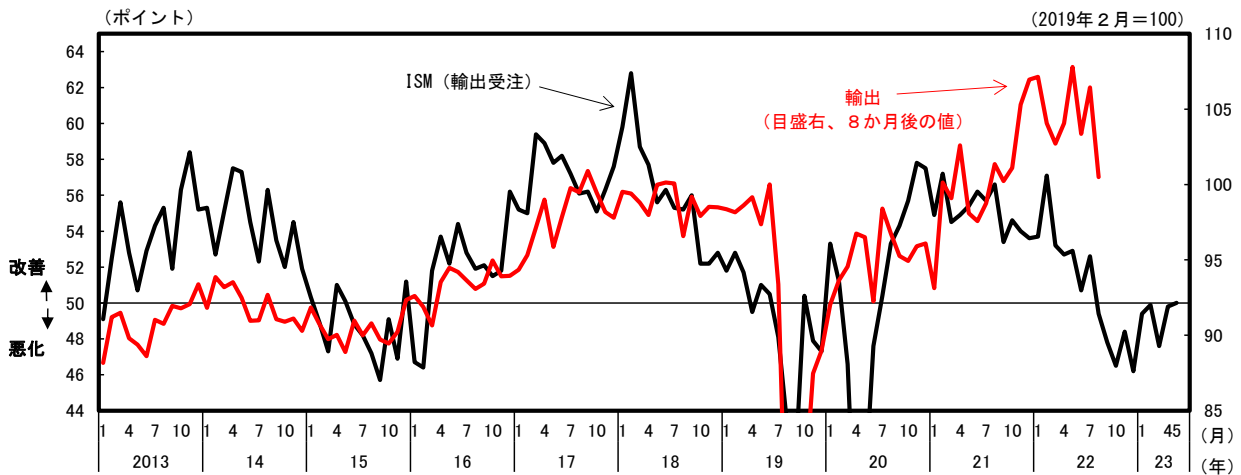


図9 ISM 製造業景況感（輸出受注）と輸出



参考文献

内閣府 (2023) 「世界経済の潮流 2022 II—インフレ克服に向かう世界経済—」

Varas, A. et al. (2020) “Government Incentives and U.S. Competitiveness in Semiconductor Manufacturing”, Semiconductor Industry Association (SIA), September 2020.

(備考) 1. 図1～4、表5、図6～8はアメリカ商務省より作成、通関ベース。図1、2は実質値、季節調整値。図3、4、表5、図6、7は名目値、原数値。
2. 図9はアメリカ商務省、全米供給管理協会 (ISM) より作成。輸出は通関ベース、実質値、季節調整値。

担当：内閣府 政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）付
竹内 緑 （直通 03-6257-1580）

本レポートの内容や意見は執筆者個人のものであり、必ずしも内閣府の見解を示すものではない。